

平成25年度

資産等報告書審査意見書

平成25年9月13日

柳川市政治倫理審査会

柳川市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）は、柳川市政治倫理条例（平成19年柳川市条例第29号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、柳川市長から審査を求められた「資産等報告書に関する審査について（依頼）」（平成25年6月18日付け25柳総務第404号）により、平成25年8月9日及び同年8月12日に審査会を開催しました。

その審査の経過と結果は、下記のとおりです。

## 記

### 1 審査の概要

#### (1) 資産等報告書の提出義務者

条例第9条第1項の規定により、審査会に提出された資産等報告書（「資産報告書（資産補充報告書）」、「所得報告書」、「贈与報告書」、「納付状況報告書」、「関連会社等報告書」）は、議員24名、市長等4名とそれらの配偶者に係るものでした。その内訳は、次のとおりです。

① 報告義務者	28名
② 報告義務者の配偶者	26名
合 計	54名

#### (2) 資産等報告書の審査状況等

##### ① 第1回審査（平成25年度第1回審査会）

日時 平成25年8月9日（金）  
午前10時から午前11時40分まで  
会場 柳川市役所柳川庁舎3階第2会議室

##### ② 第2回審査（平成25年度第2回審査会）

日時 平成25年8月12日（月）  
午後1時30分から午後3時05分まで  
会場 柳川市役所柳川庁舎3階第1会議室

<内容>

提出された資産等報告書の記載事項について、添付された証明書等を参考にして審査を行いました。

審査は、前回審査した資産等報告書（平成24年5月提出分）との比較対照に重点を置き、審査作業の効率性にも配慮しました。

## 2 審査意見

条例の規定に基づき、概ね適正に報告されていると認められます。

## 3 審査会からの要請

(1) 資産等報告書の正確性及び透明性の確保と積極的な報告の観点から次のとおり要請します。

ア 条例第6条第2項の「資産等補充報告書」について

前回報告後から増加した資産を記載する事項と、基準日における全部の資産を記載する事項があり、記載に当たって誤解が生じやすい様式となっています。報告書を提出の際に、再度記載内容を確認してください。

また、土地・建物等及び自動車等については、増加した場合だけでなく減少した場合も報告されるように検討してください。

イ 証明書類の添付について

金融機関が発行する預貯金及び借入金の残高証明書、所得税の確定申告書の写し、給与所得の源泉徴収票等の証明書類、自動車税等国税・県税の納付状況を証明する書類を添付するよう検討してください。

ウ 所得報告書について

所得の種類を問わず、所得金額が100万円を超える場合は、その起因となる事実を記入をしてください。また、給与所得の基因となる事実には、支払元内訳を全て記入するよう報告書への記入を徹底してください。

エ 関連会社等報告書について

個人で事業を営んでいる場合も、報告書への記入を徹底してください。

オ 報告書全般について

誤記及び記載漏れがないよう、提出前に再度点検をお願いします。提出後でも、5年の保存期間満了まで間違った情報のまま閲覧に供されることがないように、記載誤り等に気付いた時は速やかに訂正等を行

ってください。

(2) 次のとおり条例及び規則の見直しを求めます。

ア 資産等補充報告書について、前回報告後から増加した資産を記載することになっていますが、土地・建物等及び自動車等については、増加した場合だけでなく減少した場合も報告されるように、様式等の変更について検討してください。

イ 条例第6条第1項第1号カの括弧書きを削除して、当座預金や普通預金等の流動性預貯金も報告すべき資産等に含めるように是非検討してください。

ウ 上記(1)イの証明書類は、記載事項の信憑性を裏付けるものであるから、提出を義務付けられるように検討してください。とりわけ、預貯金の残高証明書は提出すべきだと考えます。

エ 収入との関連から、不動産の利用状況も報告内容に含めるように検討してください。

オ 関連会社等報告書の備考の表記では、事業主が本人の場合、記載しなくてもいいとの誤解を招きやすいため、表現を改めるよう検討してください。

平成25年9月13日

柳川市政治倫理審査会

会 長	石 橋 茂
副会長	桑 原 義 浩
委 員	北 原 小世子
委 員	立 花 洋 介
委 員	古 川 佳 子